

## 鳥取県空き家リノベーション普及啓発事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県空き家リノベーション普及啓発事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、空き家の利活用促進に向けて、空き家のリノベーション事例の普及及び中古住宅に対する県民の理解促進を図るため、空き家のリノベーション物件の見学会等（以下、「見学会」という。）の開催を行う団体を支援することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するための見学会（以下「補助事業」という。）を行う別表第1の第1欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り捨てるものとする。）以下とし、同表の第4欄に定める額を限度とする。
  - 3 補助事業は同表の第5欄に掲げる補助要件に該当するものでなければならない。
  - 4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、事業を行う日の20日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
  - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
  - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

1 補助事業者	2 補助対象経費	3 補助率	4 補助限度額	5 補助要件
鳥取県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会鳥取県本部等、県内の不動産事業者等により構成される公益法人等	見学会の開催に要する以下の経費 ・見学会の開催に係る広告宣伝費、印刷製本費等 ・見学会場の設置・運営に係る使用料、賃借料等 ・その他、見学会の開催に係る経費 （委託料、謝金、旅費、役務費等）	1/2	見学会1回につき300千円 (ただし、東部・中部・西部のうち隣接するいずれか2地区にわたって所在する5棟以上の住宅等を対象として開催する場合にあっては、1回につき500千円)	見学会は1回の開催ごとに次に掲げる要件をすべて満たすものであること。 ①すべての対象物件は、空き家のリノベーション事例であり、中古住宅に対する県民の理解促進に適した住宅等であること。 ②すべての対象物件を内覧を含め実地見学できるものであること。ただし、対象物件に関する事故その他やむを得ない後発的な事情により実地見学ができなくなったものを除く。 ③対象物件は、県内東部・中部・西部のうち1地区又は隣接するいずれか2地区に所在する3棟以上の住宅等(第四欄ただし書きの場合にあっては、隣接する2地区にわたって所在する5棟以上の住宅等)であること。ただし、②ただし書きに規定する物件があったときは、当該物件の棟数相当を差し引いた棟数以上とする。 ④20日以内の期間内に完了するものであること。 ⑤販売その他の収益活動を伴わないものであること。

年度鳥取県空き家リノベーション普及啓発事業計画（報告）書

1 事業の内容

(1) 事業主体	住所	〒
	事業者名	
	代表者氏名	
	電話番号	
	メール	
(2) 事業内容	※要件への適合が判断できるように事業内容を詳細に記載すること。 （開催する見学会等の規模、実施体制、広報活動等。）	
(3) 事業の開始（予定）年月日	年 月 日	
(4) 事業の完了（予定）年月日	年 月 日	
(5) 他の補助金の活用の有無	（ 有 ・ 無 ）  ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。	

2 算出内訳

（単位：円）

事業概要	実施時期	事業費		交付申請額	備考
		事業費	補助対象経費		
計					

3 収支予算（決算）

歳入予算（決算）

（単位：円）

財源内訳	区分	予 算 額 (a)	決算（見込み）額 (b)	差 引 (a - b)
県補助金				
その他の財源				
合計				

歳出予算（決算）

（単位：円）

区 分	予 算 額	流 用 等 増△減額	予算現額	支 払 額	適 要

（注）1 事業費欄は、実際に要する事業費を記載すること。

2 変更申請する場合は、下欄に変更申請に係る額を、上欄に既交付決定に係る額を（ ）書きで記載すること。

3 実績報告時には次の書類を添付すること

(1) 口座振込依頼書

(2) 補助対象経費の証票書類（請求書等）

(3) チラシ等の広報物を作成した場合は、その成果品等1部

(4) 見学会又は講演会等の様子がわかる写真（各回1枚以上）

様

鳥取県知事

年度鳥取県空き家リノベーション普及啓発事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県空き家リノベーション普及啓発事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、……とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、本補助金の額が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、本補助金の額が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県空き家リノベーション普及啓発事業補助金交付要綱（令和2年3月〇〇日付第2019000000号鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

申請者 住所  
氏名

年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県空き家リノベーション普及啓発事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
  - (1) 補助金の確定額 金 円
  - (2) 補助対象経費の額 金 円
  
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）  
金 円
  
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額  
金 円
  
- 4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）  
$$(3 - 2) \times \frac{1 \text{の}(1)}{1 \text{の}(2)}$$
 金 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。